



「家庭教育を実践する日」

News Letter

令和6年10月号

●ご家庭で簡単に実践できる取組を毎月紹介しています。

家族で体験活動を

子どもの世界観を広げよう

長く暑い夏から、ようやく活動しやすい季節になってきました。

子どもの頃に体験活動をたくさんすると、自分自身を肯定的にとらえ自尊感情が高くなる、自分のことを外向的と思う、前向きになるという傾向があります。

また、体験活動は、五感で物事を感覚的に捉え、自分で考えることを繰り返すため非認知能力が高まります。

さらに、体験を通して感じることで視野が広がり、いろいろなことに興味をもち、学習と結び付けることもできます。生きた経験が学びの土台になるのです。

家族で思いや体験を共有しよう

様々なイベントや催しに参加してみましよう。親子で楽しんでみてね！

●自然体験活動

- ・公園や山、川などへ行ってみよう。
- ・アウトドアやキャンプをしてみよう。

●社会体験活動

- ・児童館や公民館へ行ってみよう。
- ・地域の方や様々な方とコミュニケーションをとってみよう。

●文化的体験活動

- ・科学館、博物館、美術館、図書館などへ出かけてみよう。

自分のやりたいことを見つける機会です。子ども自身が興味を持つものに出会えるかもしれませんし、新しい体験を与え続けることで、後々興味関心がわいてくるものもあります。

「話そう！語ろう！わが家の約束」運動

「家庭教育を実践する日」の具体的な取組として「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進しています。取組をとおして、家庭の大切さや家族のあり方について見つめ直してみませんか？

●運動の取組方法

- ① 家族で話し合っ「わが家の約束」をつくる
- ② 取組実践カードに記録
- ③ 実践中や実践後に家族に互いの思いを伝えあう
- ④ 次の約束を話し合う



詳しくは岐阜県のHPで

岐阜県 家庭教育

検索

●家庭教育を実践する日とは？

「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせた日です。10月は8日、18日、20日、28日です。

●家庭教育に関するご相談は

岐阜県 県民生活課生涯学習係

TEL 058-272-8752

このNewsLetterは
岐阜県HPにも掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/415913.pdf>

